

概要版

大阪市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

(2018(平成30)年度～2020(平成32)年度)

2018(平成30)年3月
大阪市

* 目 次 *

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について	1
第7期計画における計画の位置づけ・計画の期間	2
大阪市の高齢化の現状と将来推計	3
高齢者施策推進の基本方針	6
第7期計画の取組み方針	7
重点的な課題と取組み	8
1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実	8
2 認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進	13
3 介護予防の充実、市民による自主的活動への支援	16
4 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実	19
5 高齢者の多様な住まい方の支援	23
具体的施策	25
1 地域包括ケアの推進	25
2 認知症施策と権利擁護施策	25
3 介護予防、健康づくり、生きがいづくり	25
4 サービスの充実・利用支援	26
5 住まい・まちづくり	26
施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・ 重度化防止等に係る取組みと目標	27
介護保険給付に係る費用の見込み等	31
介護保険給付に係る費用算定の流れ	31
高齢者人口（第1号被保険者数）の推計	31
要介護（要支援）認定者数の推計	32
サービス利用者（受給者）数の推計	32
介護保険給付及び地域支援事業に係る費用 （利用者負担分を除く）の見込み	33
施策の推進体制	35
1 市民等の意見反映のための体制	35
2 施策推進のための体制	35

* 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について *

わが国では、2017(平成29)年9月時点において、65歳以上の人口は3,514万人を超えており、国民の約4人に1人が高齢者となっています。高齢者数は2042(平成54)年頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

こうした中で、「高齢者を支える」発想とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えることや、高齢者のみならず若年層も含めて全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることが必要となっています。

今回の第7期計画は、第6期計画の取組みや方向性を承継し、「団塊の世代」が75歳以上となる2025(平成37)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るための取組みを推進していきます。

なお、今回の介護保険制度の見直しでは、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「介護保険制度の持続可能性の確保」を柱に、自立支援・重度化防止、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現、高額所得者の負担割合などの取組みが示されています。

介護保険制度改正のポイント

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の主な改正内容

地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進(介護保険法)
 - ・ 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)
 - ・ 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ・ 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)
 - ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づける

介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)
- 5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)
 - ・ 各医療保険者が納付する介護納付金(40~64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする

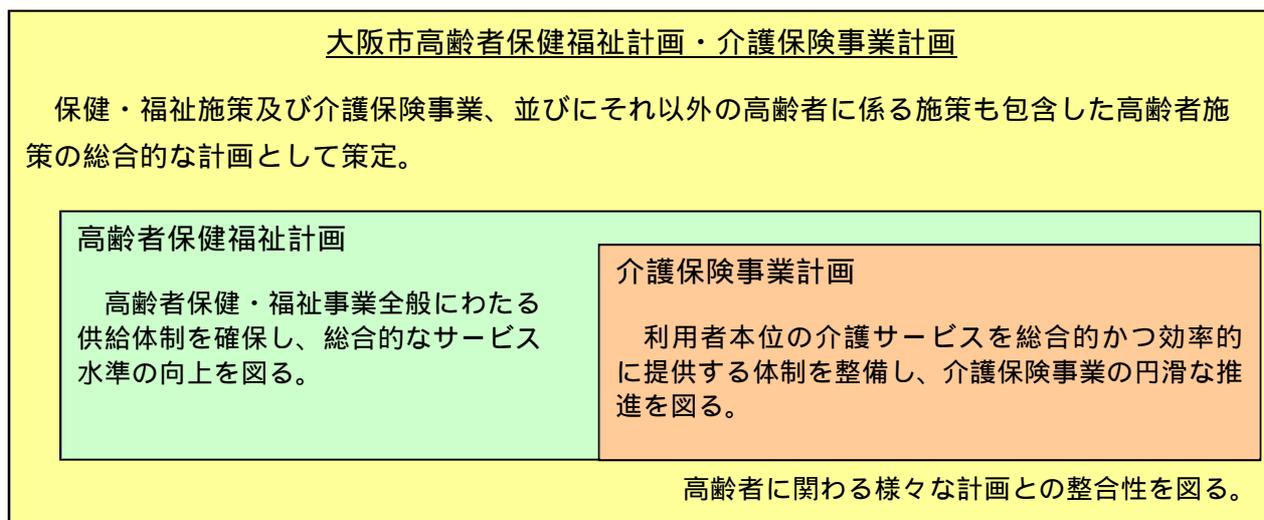
* 第7期計画における計画の位置づけ・計画の期間 *

計画の位置づけ

この計画は、法に基づき策定する「高齢者保健福祉計画（法上は「老人福祉計画）」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することをめざすものです。

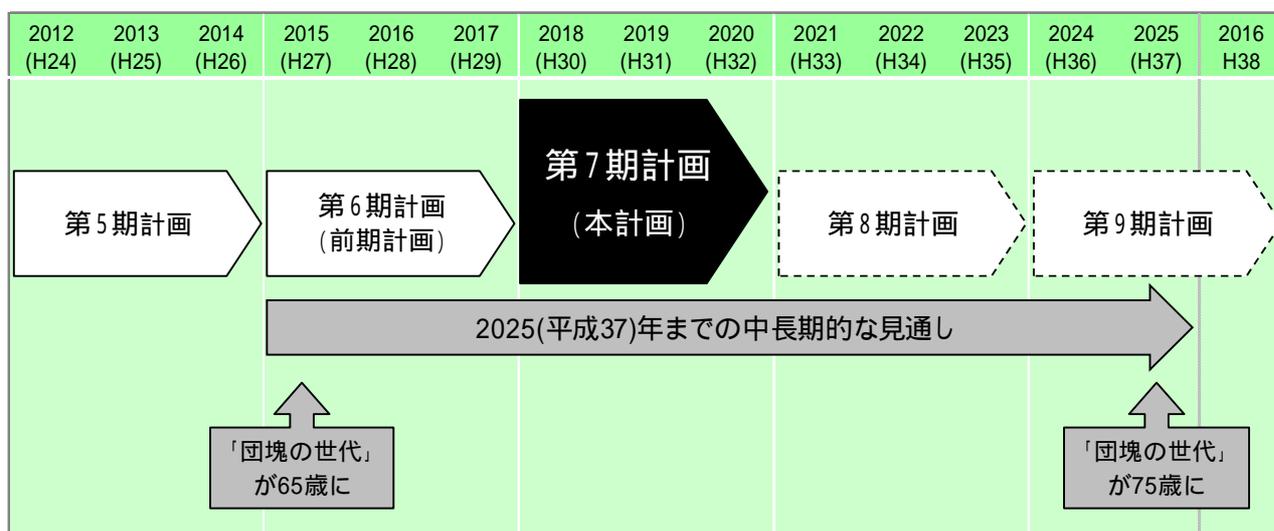
計画の策定にあたっては、大阪市における高齢者に関わる様々な計画との整合性を持ったものとしします。

（計画の関係図）



計画の期間

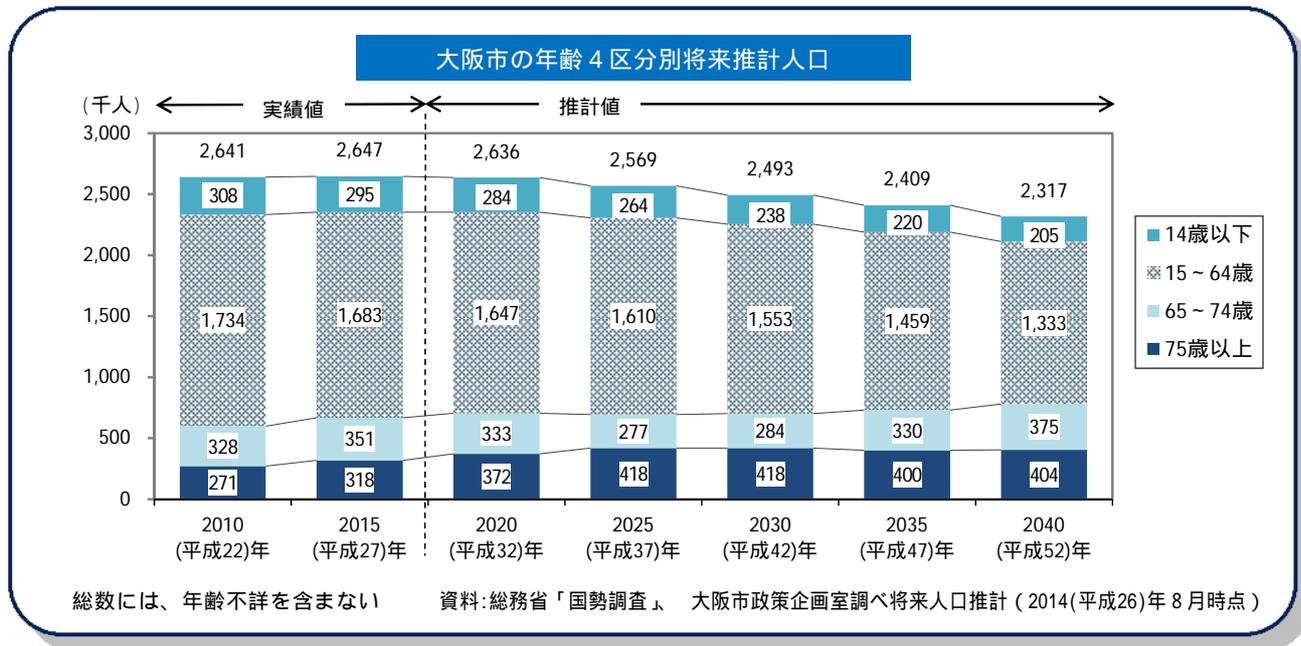
この計画は、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3か年を計画期間としており、2025（平成37）年を見据え、第6期計画から段階的な構築をめざしている「地域包括ケアシステム」について、より深化・推進していくことを念頭においた計画とします。



* 大阪市の高齢化の現状と将来推計 *

大阪市の将来推計人口

大阪市の総人口は2015（平成27）年頃を境に人口減少局面に向かい、将来の人口構成比をみると、少子高齢化の進行が予測されます。



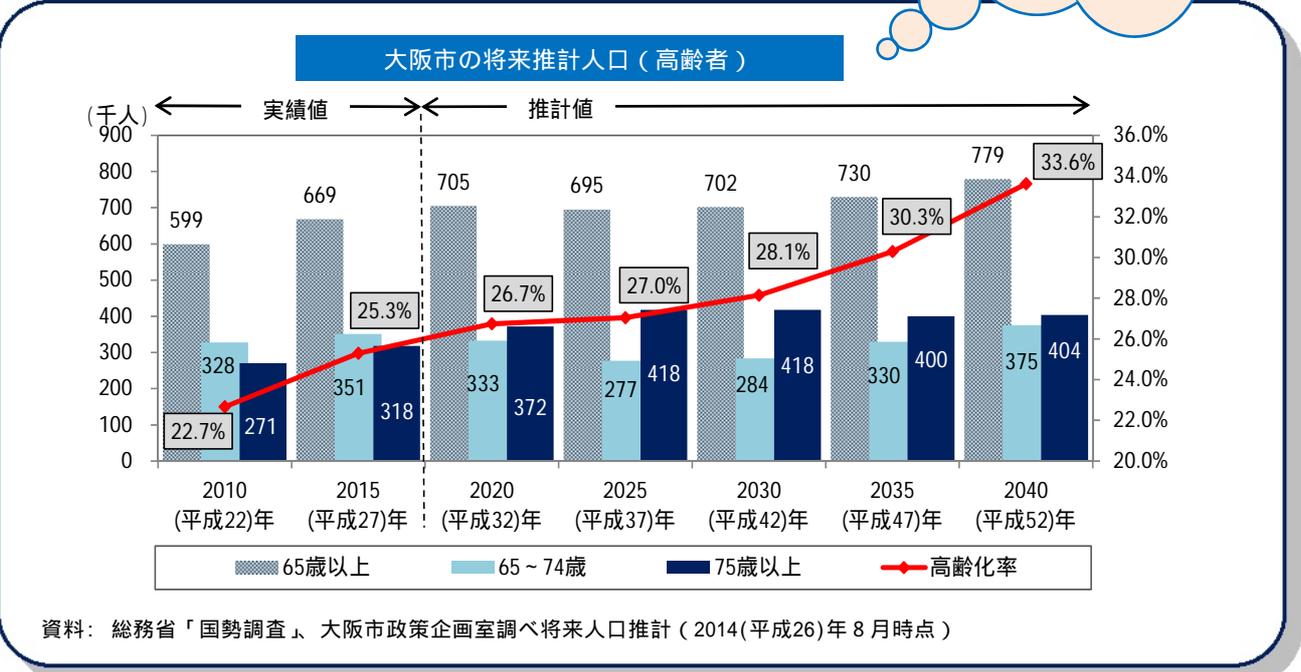
今後の高齢化率の推移

大阪市の高齢化率は上昇し、ますます高齢化が進展しています。

2015(平成27)年の高齢化率は25.3%で、2025(平成37)年には27.0%になるものと推計されます。

今後は高齢者のうち、特に、健康や介護の問題が増加してくる75歳以上の後期高齢者が増加していく予測となっています。

今後、健康や介護の問題が増加してくる後期高齢者が増加。2020(平成32)年までの間に、後期高齢者数が前期高齢者数を上回ります。



大阪市の高齢者世帯の状況（将来推計含む）

大阪市の高齢者を含む世帯のうちの「ひとり暮らし」世帯が占める割合は、全国や他都市と比べて高い割合となっています。

今後の全国的な世帯の推移からすると、高齢者のひとり暮らし世帯は、今後も増加が予測されます。

大阪市の高齢者のひとり暮らし世帯の割合である42.4%は全国平均(27.3%)と比べ高くなっています。

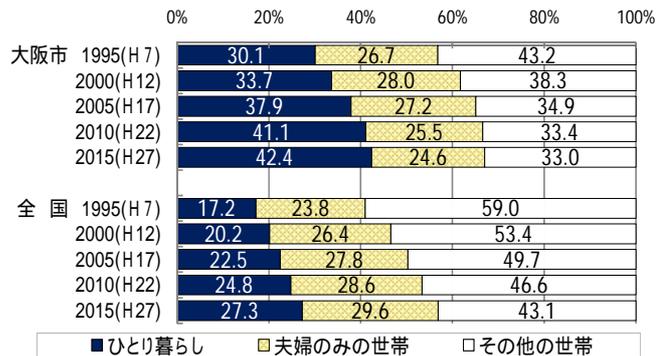
全国の家帯の推計（国の資料から）

世帯主が65歳以上の単独世帯及び夫婦のみ世帯数の推計



資料: 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(2018(平成30)年推計より)

大阪市の65歳以上の人がある世帯の状況の推移



資料: 総務省「国勢調査」

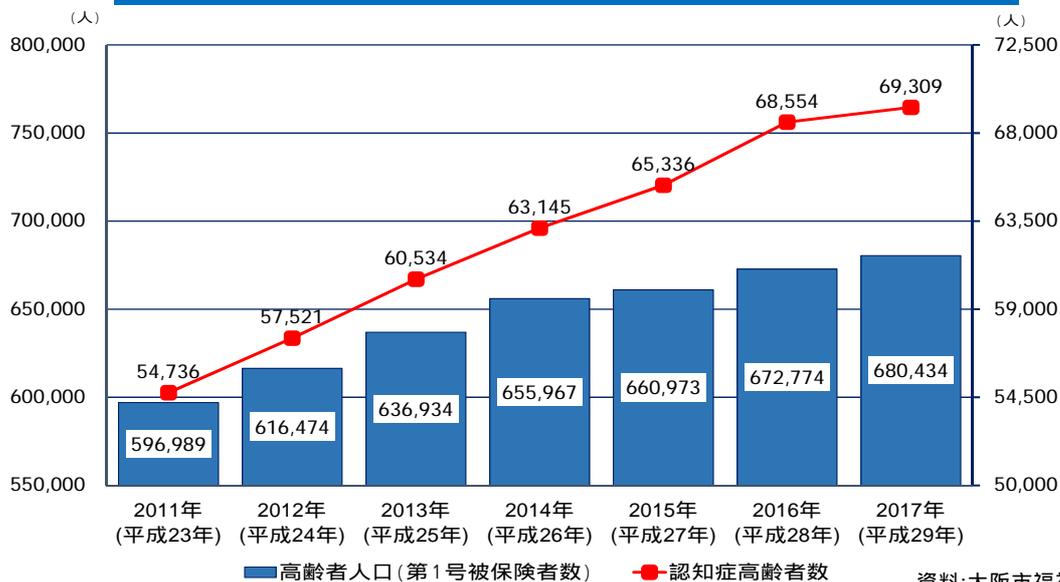
大阪市の認知症高齢者数の推移

大阪市の認知症高齢者の日常生活自立度 以上の方については年々増加しており、年齢が高くなるにつれて認知症高齢者の割合は高くなる傾向があります。

また国の研究事業の推計では、2025(平成37)年には、認知症患者数は約700万人、高齢者の5人に1人になると見込まれています。

65歳以上人口(第1号被保険者数)より認知症高齢者数は増加しています。

大阪市の高齢者(第1号被保険者)数と認知症高齢者数の増加



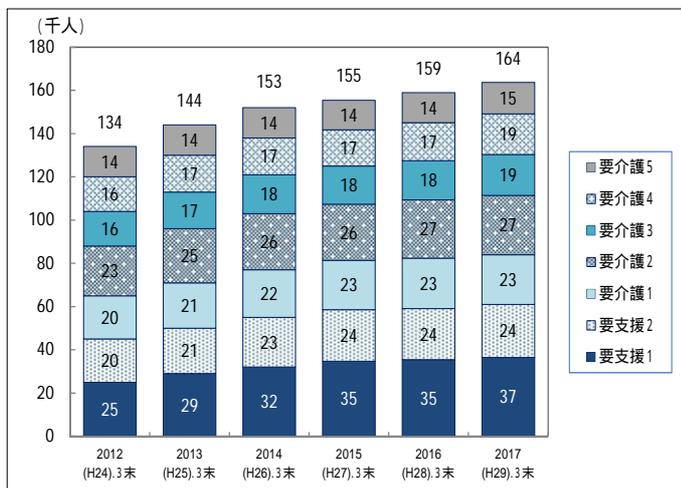
資料: 大阪市福祉局

要介護（要支援）認定者数の推移及び認定率

大阪市の要介護認定者数は、全国と同様、年々増加しています。今後、後期高齢者が増加するため、要介護（要支援）認定者数は、増加していくものと見込まれます。

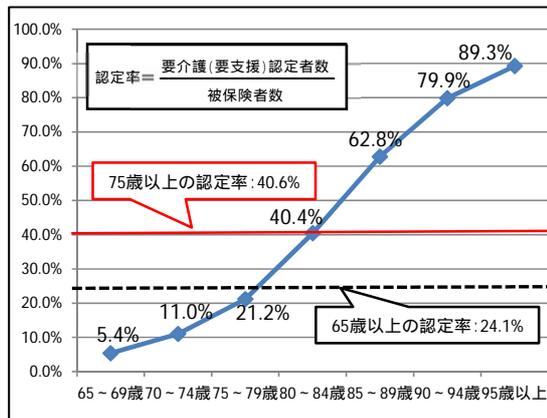
高齢になるほど、要介護（要支援）認定者の割合は高くなります。75歳以上の認定率は、4割を超えています。

大阪市の要介護（要支援）認定者数の推移



資料:大阪府福祉局

年齢階層別の要介護（要支援）認定率



資料:大阪府福祉局(2017(平成29)年3月末)

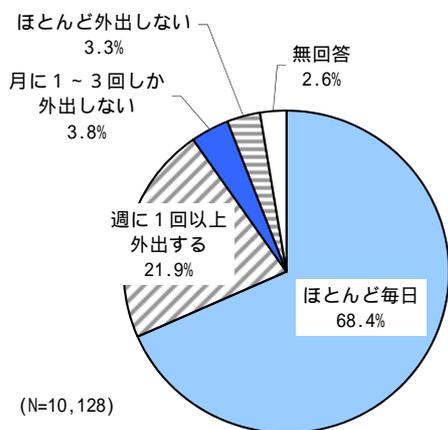
高齢者の外出の状況及び介護予防の状況

大阪市の高齢者実態調査によると、外出頻度につき「ほとんど毎日」と答えられた方の割合が、68.4%となっています。

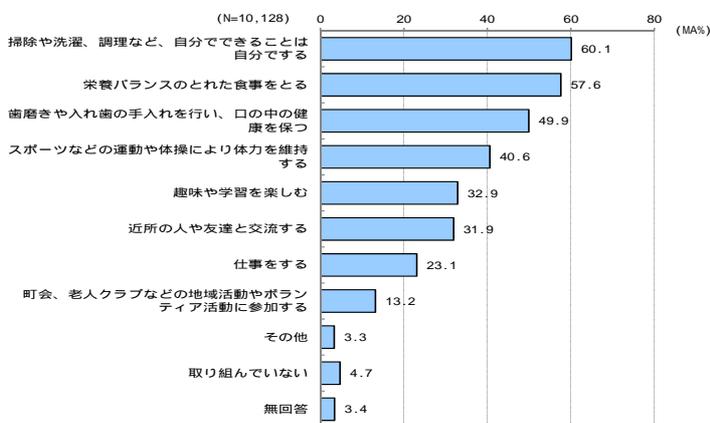
介護予防のための取組みについては、「掃除や洗濯、調理など、自分でできることは自分でする」が6割となっています。

現状では、ほぼ毎日外したり、介護予防に積極的に取り組む高齢者が多い状況ですが、社会参加の機会の充実やさらなる健康維持などの取組みが必要です。

高齢者の外出の状況



高齢者の介護予防の状況



資料:大阪府高齢者実態調査報告書(2017(平成29)年3月)

* 高齢者施策推進の基本方針 *

* 2025（平成37）年の大阪市の姿 *

後期高齢者の増加に伴い、医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者、重度の要介護認定者、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者などが増加すると見込まれます。

「支え手」となる生産年齢人口（15～64歳までの人口）は減少し、核家族化の進行や、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯の増加により、家族や親族が支え合う機能が希薄化し、地域の支え合いの機能も低下していくことが予測されます。

高齢者の健康状態、経済力、家族構成、住居等は個々の状況に応じて多様であり、高齢者像も多角的な捉え方が必要です。高齢期は、介護を必要とする人がいる一方で、趣味や社会活動への参加など、自らの価値観にしたがって能動的・主体的な生活を送る時期でもあります。このため、介護が必要な方は重度化を防止し、健康な人は要介護状態になることを予防する取組みを進めることができるよう支援をしていく必要があります。

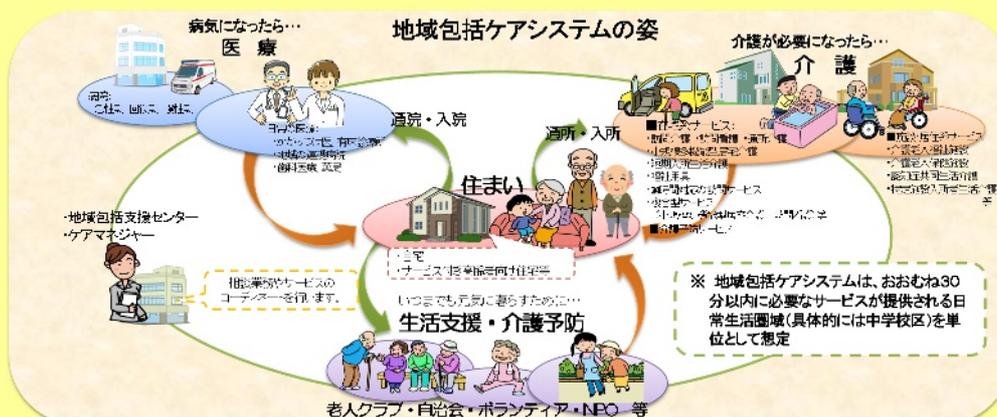


* 高齢者施策推進の基本的な考え方 *

2025（平成37）年に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進

「団塊の世代」がすべて75歳以上となる2025（平成37）年の社会を見据え、高齢者も他の世代と共に社会を支えていくという考え方を基本として、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ることにより、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざします。

このため、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を図ります。



資料：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」

* 高齢者施策推進の基本方針 *

(1) 健康でいきいきとした
豊かな生活の実現

(2) 個々人の意思を
尊重した生活の実現

(3) 安全で快適な
生活環境の実現

(4) 利用者本位の
サービス提供の実現

* 第7期計画の取組み方針 *

今回の介護保険法等の一部を改正する法律においては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするとされ、地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、国では以下のような取組みが示されており、大阪市においてもこれらの取組みを進めていく必要があります。

自立支援・介護予防・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進

- ・自立支援、介護予防・重度化防止等の取組み
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・PDCAによる地域の実態の把握に基づく課題分析、目標設定と取組内容の検討
- ・地域ケア会議の課題の検討
- ・認知症施策の推進

医療・介護の連携の推進等

地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等

- ・地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり
- ・多様な担い手の育成・参画



この計画では、大阪市の高齢者施策の基本方針に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、上記取組みを踏まえ、次の5つの重点的課題に向けた取組みを推進します。

今後3年間の重点的な課題と取組み

1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実	2 認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進	3 介護予防の充実、市民による自主的活動への支援
4 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実	5 高齢者の多様な住まい方の支援	

日常生活圏域について

大阪市では、各種サービスにおける提供の基本となる単位は行政区であることを踏まえ、日常生活圏域を行政区単位(24圏域)としてきましたが、今後、地域包括ケアシステムの深化・推進を円滑に進めていくためには、地域の実情に応じた取組みを進めていくことが必要不可欠であり、その中で、地域包括支援センターは地域包括ケアの中核的な役割を担うことが求められていることから、それぞれの地域包括支援センターが担当する圏域(66圏域)を日常生活圏域とし、高齢者の身近な課題に対して取組みを進めていくこととします。

